

# 1 秩父地域森林経営管理推進事業補助金 Q&A

(令和3年4月12日現在)

問1 申請は何回までできるのか。

(回答)

年1回の申請となります。

問2 申請はいつまで受け付けているのか。

(回答)

交付申請書の提出期限は当該年度の1月末までとします。

問3 実績報告書の提出期限はあるか。

(回答)

実績報告書の提出期限は事業が完了してから30日以内又は当該年度の3月20日までのいずれか早い日とします。

問4 補助単価は何を基準としているのか。

(回答)

埼玉県の水源地域保全の森林づくり事業の単価を使用しています。ただし、作業道の開設・改良の補助対象は、路網密度が200m/haまで（施工地までのアクセス道は除く）の制限を設けていますのでご注意ください。

問5 測定の精度はどの程度必要か。

(回答)

デジタルコンパス等による場合は、閉合比1/100程度の精度を確保していただくようお願いします。なお本事業ではUAV（ドローン）による測量も認めています。

問6 交付決定の取消しや補助金の返還が求められる例はあるか。

(回答)

以下の場合などがあります。

- ・虚偽の内容の申請があった場合
- ・補助を受けた森林が5年以内に皆伐を行った場合や森林以外の用途に供されることとなった場合

問7 変更申請の対象となる重要な変更の基準は何か。

(回答)

事業費（補助対象経費）の3割以上の増減、事業地の追加・変更とします。

問8 意向調査実施エリアでも補助対象外となる森林はあるのか。

(回答)

すでに経営管理集積計画が立っている又は集積計画の作成を予定している森林は対象外となります。今後計画する可能性もあることから、交付申請前に該当市町にご確認ください。

※この Q&A は随時更新する予定です。最新の Q&A をご確認ください。